

# 平成 28 年度 経営事項審査申請要領 「別冊」(増補版)

静岡県交通基盤部建設業課

- ※「とび・土工工事業」又は「解体工事業」の申請をする方は、必ず「平成 28 年度経営事項審査申請要領」及び本別冊をよく読んでから申請書類を作成してください。
- ※平成 28 年 11 月 1 日以降に申請される方(法人)は「法人番号」の記入が必要となりました。
- ※本要領の無断転載・引用を禁じます。

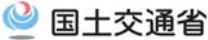
## 目 次

I	解体工事業追加に係る経過措置（国土交通省）	1
II	概要	6
III	「新とび・土工工事業」又は「解体工事業」に係る経営事項審査について	7
IV	申請書類の作成方法等	8

# I 解体工事業追加に係る経過措置（国土交通省）

## 1. 建設業許可に関する経過措置等

### 解体工事業の新設に伴う法律上の経過措置等について



○施行日  
公布日（平成26年6月4日）から**2年**以内で政令で定める日  
→平成28年6月1日  
（以後、原則、解体工事業を営むに際し解体工事業の許可が必要）

○経過措置

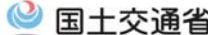
①施行日時点とび・土工工事業の許可を受けて解体工事業を営んでいる建設業者は、引き続き**3年間（平成31年5月まで）**は解体工事業の許可を受けずに解体工事を施工することが可能。  
（平成31年6月1日以降は、解体工事業の許可が必要）

②施行日前のとび・土工工事業に係る経営業務管理責任者としての経験は、解体工事業に係る経営業務管理責任者の経験とみなす。

## 2. 技術者要件に関する経過措置等

平成33年3月31日までの間は、とび・土工工事業の技術者（既存の者に限る。）も解体工事業の技術者とみなす。

### 解体工事業の技術者要件



- 監理技術者の資格等  
次のいずれかの資格等を有する者
  - ・1級土木施工管理技士※1
  - ・1級建築施工管理技士※1
  - ・技術士(建設部門又は総合技術監理部門(建設))※2
  - ・主任技術者としての要件を満たす者のうち、元請として4,500万円以上の解体工事に関し2年以上の指導監督的な実務経験を有する者
  
- 主任技術者の資格等  
次のいずれかの資格等を有する者
  - ・監理技術者の資格のいずれか
  - ・2級土木施工管理技士(土木)※1
  - ・2級建築施工管理技士(建築又は躯体)※1
  - ・とび技能士(1級)
  - ・とび技能士(2級)合格後、解体工事に関し3年以上の実務経験を有する者
  - ・登録解体工事試験
  - ・大卒(指定学科)3年以上、高卒(指定学科)5年以上、その他10年以上の実務経験
  - ・土木工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
  - ・建築工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
  - ・とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者

※1 平成27年度までの合格者に対しては、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要。  
※2 当面の間、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要。

8

3. 経営事項審査に関する経過措置

解体工事業追加に係る経営事項審査制度の改正と経過措置について  国土交通省

- 業種区分「解体工事」の新設に伴い、解体工事業に係る経営事項審査を新設。
- 法施行後3年間（平成28年6月1日～平成31年5月31日まで）に限り、経営事項審査についても経過措置を規定。

「解体工事業」に係る経営事項審査の欄を新設

◆経営事項審査において、許可業種ごとに異なる数値を記載するのは以下の赤字の審査項目◆

$$\text{総合評定値(P)} = 0.25 \times \text{X}_1 + 0.15 \times \text{X}_2 + 0.20 \times \text{Y} + 0.25 \times \text{Z} + 0.15 \times \text{W}$$

経営規模
経営状況
技術力
その他審査項目（社会性等）

完成工事高
自己資本比率等

の  
経過  
措置  
では

① 解体工事の完成工事高 について申請

② 解体工事の元請完成工事高  
③ 解体工事の技術職員数 について申請

経営事項審査の経過措置（平成28年6月から3年間に限る）

- 改正法施行後の許可区分における「とび・土工工事業」・「解体工事業」の総合評定値に加え、「改正法施行以前の許可区分によるとび・土工工事業」の総合評定値も算出し、通知を行う
- 「とび・土工工事業」及び「解体工事業」の技術職員については、双方を申請しても1の業種とみなす（通常、技術職員1人につき申請できる建設業の種類は2であるところ、当該ケースに限り3となることを認める）

**経過措置期間中に限り、とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）を使用し、これまでの「とび・土工・コンクリート」と変わらない経審結果を算出可能とする**

法施行後の経営事項審査結果通知書（現行～経過措置～完全施行）  国土交通省

◆法施行後、「解体」及び「とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）」の欄が追加され、完全施行後に「とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）」が削除される。

許可区分	建設工事の種類	総合評定値(P)	完成工事高		元請完成工事高及び技術職員数					評点(Z)
			年平均	評点(X)	年平均	技術職員数				
						一級	二級	その他	その他	
現在	土 木 一 式									
	プレストレストコンクリート構造物									
	とび・土工・コンクリート									
	法 面 処 理									
	清 掃 施 設									
経過措置期間 H28.6.1	土 木 一 式									
	プレストレストコンクリート構造物									
	とび・土工・コンクリート									
	法 面 処 理									
	清 掃 施 設									
完全施行 H31.6.1	土 木 一 式									
	プレストレストコンクリート構造物									
	とび・土工・コンクリート									
	法 面 処 理									
	清 掃 施 設									

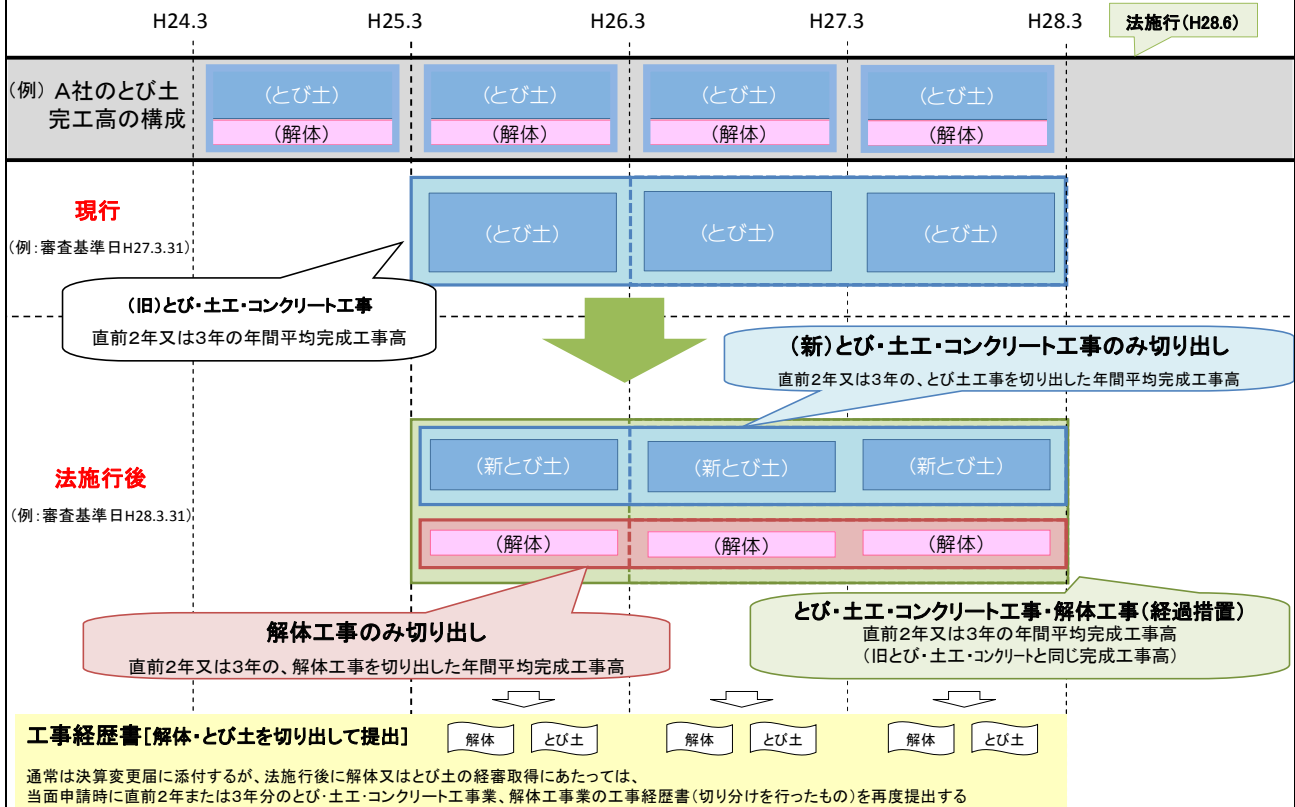
# 経営事項審査結果通知書(経過措置期間中の完成工事高)

- ◆法施行後は、「とび・土工・コンクリート」の欄には、解体工事を除くとび・土工事業の完成工事高を、「解体」の欄には解体工事を完成工事高を記入。
- ◆「とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)」の欄には、「とび・土工・コンクリート」と「解体」の完工高を合算した値を記入。

許可区分	建設工事の種類	総合評定値(P)	完成工事高		元請完成工事高及び技術職員数					評点(Z)	
			年平均	評点(X <sub>i</sub> )	元請完成工事高年平均	技術職員数					
					元請完成工事高年平均	一級	(講習受講)	基幹	二級	その他	
土	木 ー 式		100,000								
	プレストレストコンクリート構造物										
①	とび・土工・コンクリート		100,000		70,000						
	法 面 処 理										
②	清 掃 施 設										
	解 体		30,000		0						
③	とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)		130,000		70,000						
	そ の 他										
合 計			230,000		170,000						

- ✓ 法施行前にとび・土工事業で請け負った完成工事高については、法施行後の新とび・土工事業又は解体事業のいずれかに分類し、それぞれ「とび・土工・コンクリート」及び「解体」の欄に記入。
- ✓ 「とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)」の完成工事高は、旧とび・土工事業の完成工事高と同じとなる(完成工事高:③=①+②)。

## 解体工事業追加に伴う完成工事高の切り分けについて



# 経営事項審査結果通知書(経過措置期間中の技術職員数) ①

- ◆現行は、1人の技術職員に対し、2業種まで申請することができる。
- ◆経過措置期間中(平成28年6月1日～平成31年5月31日まで)に限り、「とび・土工・コンクリート」及び「解体」の2つを選んだ場合のみ、その他1業種を追加で申請することができる。

## 現行

区分	建設工事の種類	総合 評定値 (P)	完成工事高		元請完成工事高及び技術職員数					評点 (Z)
			年平均	評点 (X <sub>1</sub> )	元請完成工事高 年平均	技術職員数				
					一級 (講習受講)	基幹	二級	その他		
土	木 一 式					1				
	プレストレストコンクリート構造物									
	...									
とび・土工・コンクリート	法 面 処 理					1				
	...									

【現行】  
1人の技術職員に対し、  
2業種まで申請可能

## 経過措置期間中(平成28年6月1日～平成31年5月31日まで)

許可区分	建設工事の種類	総合 評定値 (P)	完成工事高		元請完成工事高					
			年平均	評点 (X <sub>1</sub> )	元請完成工事高 年平均	技 術 職 員 数				
					一級 (講習受)					
土	木 一 式					1				
	プレストレストコンクリート構造物									
	...									
とび・土工・コンクリート	法 面 処 理					1				
	...									
清掃施設	解 体					1				
	とび・土工・コンクリート・解体 (経過措置)					1				

【経過措置】  
「とび・土工・コンクリート」及  
び「解体」の2業種を選択  
した場合に限り、その他  
1業種を追加で申請可能。

【経過措置】  
「とび・土工・コンクリート」又は  
「解体」を比較し、点数の高  
い方が自動的に反映され  
る

**1人の技術職員に対して3業種申請できない例**

✓ 下記の場合、「とび・土工・コンクリート」及び「解体」を選択していないため、3業種に申請することはできない。

※3業種申請できるのは、「とび・土工・コンクリート」及び「解体」の両方を申請した場合のみ

許可区分	建設工事の種類	総合 評定値 (P)	完成工事高		元請完成工事高及び技術職員数					評点 (Z)
			年平均	評点 (X <sub>1</sub> )	元請完成工事高 年平均	技術職員数				
						一級 (講習受講)	基幹	二級	その他	
	土木一式 プレストレストコンクリート構造物					1				
	とび・土工・コンクリート 法面処理					1				
	舗装					<del>1</del>				
	清掃施設 解体									
	とび・土工・コンクリート・解体 (経過措置)					1				

「とび・土工・コンクリート」には申請しているが、「解体」には申請していない。

「とび・土工・コンクリート」及び「解体」の2業種を選択していないため、3業種申請できない。

## II 概要

### 1 解体工事業追加に係る経営事項審査制度の改正

これまで、「とび・土工工事業」として行われてきた解体工事について、建設業法が改正され、建設業の許可の業種区分に新たに「解体工事業」が設けられました。

(平成28年6月1日施行)

これに伴い、解体工事業に係る経営事項審査が新設されました。

#### 【経過措置】

施行日(平成28年6月1日)時点で、「とび・土工工事業」の許可を受けて解体工事業を営んでいる建設業者は、引き続き3年間(平成31年5月31日まで)は解体工事業の許可を受けずに解体工事を施工することが可能です。

### 2 経営事項審査の取扱いについて

建設業許可の経過措置に伴い、経営事項審査においても経過措置が設けられます。

経過措置期間(平成28年6月から平成31年5月31日)に限り、改正法施行後の許可分における「とび・土工・コンクリート工事業」・「解体工事業」の総合評定値に加え、改正法施行以前の許可区分による「とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)」の総合評定値も算出し、通知を行います。

### 3 語句の定義

本審査要領「別冊」では、下記のとおり語句を定義します。

「解体工事業許可業者」	施行日(平成28年6月1日)以降に業種追加により「解体工事業」の許可を受けた者
「経過措置業者」	施行日時点で、「とび・土工工事業」の許可を受けて解体工事業を営んでいる者で、引き続き3年の期間(平成31年5月31日まで)解体工事業の許可を受けずに解体工事を施工する者
「新とび・土工工事業」	施行日以降の許可区分による、とび・土工・コンクリート工事業(解体工事業を含まない)
「旧とび・土工工事業(経過措置)」	施行日以前の許可区分による、とび・土工・コンクリート工事業(解体工事業を含む)



### Ⅲ 「新とび・土工工事業」又は「解体工事業」に係る経営事項審査について

#### 1 経営事項審査受付等

「解体工事業許可業者」であれば平成28年6月1日以降、「解体工事業」に関する経営事項審査を受けることが出来ますが、「経過措置業者」を含む「解体工事業」の許可を有しない業者は「解体工事業」の経営事項審査を受けることは出来ません。

また、今回の改正建設業法施行に伴う経営事項審査全申請者を対象とした再審査は行いません。

※ 「新とび・土工工事業」等の経営事項審査に係る申請書の提出方法及び審査方法には変更はありません。平成28年度経営事項審査申請要領（P5～）Ⅱ 経営事項審査の手続方法を参照してください。

#### 2 「解体工事業」の業種追加による経営事項審査の追加申請

「解体工事業」の業種追加により許可を受けた「解体工事許可業者」が、業種追加の許可日以前の直近の決算日を審査基準日として経営事項審査を受けている場合で、「解体工事業」の入札参加資格を取得する等の理由により、「解体工事業」としての総合評定値が必要となった場合は、次の決算日が到来するまでの間に限り、直近の決算日を審査基準日として、解体工事業の業種追加を反映した審査を受けることを可能とします。

##### ○ 審査日について

通常の日程による審査日に受け付けますが、入札参加資格申請等で緊急を要する場合には、県庁建設業課窓口で受付しますので、予め御連絡ください。

##### ○ 審査手数料について

本年度、既に経営事項審査を受審済で、(経営規模等評価8,100円に審査対象業種1種類につき2,300円を加算した額と総合評定値400円に審査対象業種1種類につき200円を加算した額を合わせた額を納付済み)、今回の解体工事業等に係る建設業法施行規則改正に伴い「解体工事業1業種のみ」を同一の審査基準日で追加申請をする場合に限り、審査手数料として2,500円を納付してください。

なお、これ以外の取扱いについては従前のとおりです。平成28年度経営事項審査申請要領（P39～）Ⅴ 特殊な経営事項審査の取扱いを参照してください。

#### 3 申請に必要な提出書類

	書類名	提出部数
1	経営規模等評価申請書・総合評定値請求書(様式第二十五号の十一)	正本1部 副本1部
2	工事種別完成工事高・工事種別元請完成工事高 (様式第二十五号の十一 別紙一)	
3	工事経歴書(様式第2号) ※「新とび・土工事」、「解体工事」、「解体工事(その他工事算入分)」 に切り分けをしたもの	
4	技術職員名簿(様式第二十五号の十一 別紙二)	
5	その他の審査項目(社会性等)(様式第二十五号の十一 別紙三)	
6	経営状況分析結果通知書(様式第二十五号の十)	1部
7	審査手数料収入証紙(印紙)貼付書	1部

申請に必要な提示書類については、平成28年度経営事項審査申請要領（P9～）

Ⅲ 申請に必要な提出書類及び提示書類を参照してください。

## IV 申請書類の作成方法等

平成28年6月1日以降、「解体工事業」又は「新とび・土工工事業」の経営事項審査を受ける際は、平成28年度経営事項審査申請要領及び下記の内容により申請書類を作成してください。

### 1. **経営規模等評価申請書総合評定値請求書（様式第25号の11）**

平成28年度経営事項審査申請要領（P42～）参照

※様式改正があります。改正後の様式で作成してください。

項番07 法人番号追加

項番15・16 解体工事業追加

### 2. **「工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高（様式第25号の11 別紙1）」**

#### ○ 経過措置欄の記載

経過措置期間（平成28年6月から平成31年5月31日）に「新とび・土工工事業」の経営事項審査を受審しようとする者又は解体工事業の許可を取得し「解体工事業」を受審しようとする者は、経過措置期間に限り、改正建設業法施行後の許可区分における申請業種の総合評定値に加え、改正法施行以前の許可区分による「旧とび・土工工事業（経過措置）」の総合評定値を算出します。

このため、「新とび・土工工事業」又は「解体工事業」の経営事項審査を受けようとする方は、必ず「とび・土工・コンクリート工事・解体工事（経過措置）」欄（コード300）を設けてください。

「新とび・土工工事業」欄（コード050）には、解体工事業の完成工事高を除いたとび・土工工事の完成工事高を記入してください。解体工事の実績がある場合で、解体工事の許可を取得していれば解体工事欄（コード290）に解体工事の完成工事高合計を記入し、解体工事の許可を取得していない場合は「その他」工事欄に解体工事の完成工事高合計を記入します。（ほかに「その他」工事の実績がある場合には、合算して記入してください。）

なお、解体工事の実績がない場合は、「とび・土工・コンクリート工事・解体工事（経過措置）」欄（コード300）には、「とび・土工工事業」欄（コード050）と同じ完成工事高を記入してください。

「とび・土工・コンクリート工事・解体工事（経過措置）」の完成工事高は、「新とび・土工工事業」と「解体工事業（解体工事業の経審を受けない場合はその他工事のうち解体工事業の完成工事高部分）」の完成工事高の合計と一致することを確認してください。元請完成工事高の欄についても同様に記載してください。（別紙記入例参照）

#### ○ 「業種コード」（項番32）及び「工事の種類」の記入方法

コード	工事の種類	解体工事業 許可業者	経過措置業者
050	とび・土工・コンクリート工事	○	○
051	法面処理工事	○	○
290	解体工事	○	×
300	とび・土工・コンクリート工事・解体工事 （経過措置）	○	○

※ 「とび・土工工事業」の特例計算の取扱いについて

前回または前々回（両方行った場合を含む。）の経営事項審査申請時に、「とび・土工工事業」の完成工事高を特例計算により一式工事又は、移行可能専門工事に合算した場合、前審査対象事業年度又は前々審査対象事業年度の一式工事又は、専門工事の完成工事高は、確定値として取り扱うため、修正することはできません。

また、前回及び前々回に特例計算を行なった結果の取消し及び特例計算対象業種の選択の変更を行うことはできません。

一式工事	土木一式	←	とび・土工、石、鋼構造物、舗装、しゅんせつ、塗装、水道施設、 <b>解体</b>
	建築一式	←	大工、左官、とび・土工、石、屋根、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、鉄筋、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、熱絶縁、建具、 <b>解体</b>
専門工事	とび・土工	↔	石、舗装、造園、さく井、 <b>解体</b>
	管	↔	熱絶縁
	板金	↔	屋根

※ 詳細は、平成28年度経営事項審査申請要領（P18～） 特例計算を参照

### 3. 工事経歴書（様式第2号）

○ 「工事経歴書」の切り分け

経過措置期間（平成28年6月から平成31年5月31日）に「新とび・土工工事業」の経営事項審査を受審しようとする者は、「新とび・土工工事業」「解体工事業」「とび・土工・コンクリート工事・解体工事（経過措置）」のそれぞれの完成工事高を正確に確認するため、経営事項審査受審時に「工事経歴書」を改めて作成・提出していただくこととなります。

「新とび・土工工事業」の経営事項審査を受審しようとする者は、決算終了後の変更届に添付した工事経歴書（様式第2号）のうち、「とび・土工工事業（旧とび・土工工事業（経過措置）に該当するもの）」を、「新とび・土工工事業」と「解体工事業」（「解体工事業」の許可を取得していない場合は「解体工事業（その他算入分）」に切り分け、それぞれ工事経歴書を作成して提出してください。完成工事高の計算において、2年平均を選択した場合は直前2年分、3年平均を選択した場合は直前3年分の工事経歴書（「新とび・土工工事業」と「解体工事業」（「解体工事業」の許可を取得していない場合は「解体工事業（その他算入分）」）の作成が必要となります。

なお、解体工事に該当する実績がない場合は「実績なし」と記載して提出してください。（別紙記入例参照）

※ 「新とび・土工工事業」や「解体工事業」の許可を持っている者で、これらの完成工事高を、土木一式工事または建築一式工事に合算（特例計算）する場合も、その内容を確認するため、「新とび・土工工事業」と「解体工事業」（「解体工事業」の許可を取得していない場合は「解体工事業（その他算入分）」に切り分けした工事経歴書（審査対象事業年度分）を作成してください。（移行可能専門工事間の場合も同様）

○ 契約書・決算終了後の変更届等の確認

上記「工事経歴書」に記載された内容の確認するため、下記書類を持参してください。

◎ 決算終了後の変更届

「新とび・土工工事業」と「解体工事業」（「解体工事業」の許可を取得していない場合は「解体工事業（その他算入分）」に切り分けた「工事経歴書」の内容を確認するため、2年平均を選択した場合は直前2年分、3年平均を選択した場合は直前3年分の決算終了後の変更届(控)を持参してください。

◎ 契約書（解体工事分）等

審査対象事業年度（前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度を含む）に解体工事が含まれていた場合は、経営事項審査用に作成した「解体工事業」に係る「工事経歴書」の内容を確認するため、解体工事に係る契約書等を持参してください。ただし、前回経営事項審査を受けている場合は、審査対象事業年度以外の「旧とび・土工事業」の工事経歴書に記載された契約書等は持参する必要がありません。

※ 平成28年度経営事項審査申請要領（P9～） III 申請に必要な提出書類及び提示書類を参照。

※ 「解体工事業」の許可を受けた後に提出した決算終了後の変更届や、解体工事業の業種追加申請書に審査の対象となる事業年度の「新とび・土工事業」や「解体工事業」の工事経歴書が添付されている場合は、それらを提示していただくだけでよく、改めて経審用の工事経歴書を作成・提出する必要はありません。

4. **技術職員名簿（様式第25号の11 別紙2）**

○ 「業種コード」について

経過措置期間（平成28年6月から平成31年5月31日）に、「新とび・土工事業」又は「解体工事業」の経営事項審査を受けようとするときは、「新とび・土工事業」の技術職員については、「新とび・土工事業」のコード「05」を、「解体工事業」の技術職員については、「解体工事業」のコード「29」を、「新とび・土工事業」及び「解体工事業」の技術職員については、「とび・土工事業・解体工事業（経過措置）」のコード「99」を、それぞれ記入してください。この場合、「業種コード」の欄に「05」が記入された技術職員は「新とび・土工事業」及び「旧とび・土工事業」の技術職員として、「29」が記入された技術職員は「解体工事業」及び「旧とび・土工事業」の技術職員として、「99」が記入された技術職員は特例として「新とび・土工事業」、「解体工事業」及び「旧とび・土工事業」の技術職員として、それぞれ加点されます。

※「99」のコードは「新とび・土工事業」及び「解体工事業」双方の経営事項審査を申請し、かつ、当該技術職員が双方の業種として加点される要件を満たしている場合にのみ使用できるコードです。2業種のうちいずれか一方のみ経営事項審査を受けようとする場合や、いずれかの業種でのみ加点される要件しか満たしていない場合には、「99」のコードは使用できません。

○ 「有資格区分コード」について

経過措置期間（平成28年6月から平成31年5月31日）に、「旧とび・土工事業」の技術者（既存の者に限る）も「解体工事業」の技術者とみなします。この経過措置により「解体工事業」の技術者とみなされるもののコードは、コード表の資格区分欄の末尾に「(附則第4条該当)」と記載されているコードの末尾がアルファベットになっています。

技術者に対する経過措置期間中（平成28年6月から平成33年3月31日）に「解体工事業」の経審を申請する場合、技術職員コードは「資格区分コード表」により、アルファベットのついた附則第4条（平成33年3月31日までの間は、旧とび・土工事業の技術者も解体工事業の技術者とみなす）該当の資格か、附則第4条該当でないアルファベットのついていない資格を記載してください。（別紙記入例参照）

※「解体工事業」の経審を申請しない場合は、これまで通りアルファベットの無い資格コードで記載してください。

※ 平成28年度経営事項審査申請要領（P53～）参照

**【経過措置1】平成33年3月31日まで実施**

平成28年6月1日までに「旧とび・土工事業(経過措置)」の技術者として認められる資格(経験)を有する者は、解体工事業の技術者とみなして審査を受けることができます。

**【経過措置2】平成31年5月31日まで実施**

「解体工事業」と「新とび・土工事業」の両方に加点対象となる資格(例:二級土木施工管理技士)や実務経験(例:施行日までに「旧とび・土工事業(経過措置)」の実務経験が10年以上)を有する者は、「解体工事業」と「新とび・土工事業」の両方の審査に加え、これらを1つの業種とみなし、さらにもう1業種審査を受けることができます。(通常1つの資格で2業種までのところ3業種まで審査で加点が可能)。

**【経過措置3】平成31年5月31日まで実施**

「解体工事業」または「新とび・土工事業」の技術者として審査を受ける場合、その技術者は自動的に「旧とび・土工事業(経過措置)」の技術者としても審査されます。(工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高(別紙1)に記載した「旧とび・土工事業(経過措置)」に対応する技術者として加点されます。)

5. **その他審査項目(社会性等)(様式第25号の11 別紙3)**

平成28年度経営事項審査申請要領(P55~)参照

※ 今回の改正に伴う様式変更はありません。

資格区分コード表(解体工事)

根拠法令	コード	資格区分	選択可能な業種(カッコ内は業種コード)	点数
	001	法第7条第2号イ該当(指定学科卒業後3又は5年の実務経験)	該当する業種	1点
	002	法第7条第2号ロ該当(10年の実務経験)	同上	1点
建設業法	11A	一級建設機械施工工(附則第4条該当)	とび・土工・コンクリート(05)、解体(29)	5点
	21B	二級建設機械施工工(第1種～第6種)(附則第4条該当)	とび・土工・コンクリート(05)、解体(29)	2点
	113	一級土木施工管理技士※1	土木一式(01)、とび・土工・コンクリート(05)、石(06)、鋼構造物(11)、舗装(13)、しゅんせつ(14)、塗装(17)、水道施設(26)、解体(29)	5点
	11C	一級土木施工管理技士(附則第4条該当)	土木一式(01)、とび・土工・コンクリート(05)、石(06)、鋼構造物(11)、舗装(13)、しゅんせつ(14)、塗装(17)、水道施設(26)、解体(29)	5点
	214	二級土木施工管理技士(土木)※1	土木一式(01)、とび・土工・コンクリート(05)、石(06)、鋼構造物(11)、舗装(13)、しゅんせつ(14)、水道施設(26)、解体(29)	2点
	21D	二級土木施工管理技士(土木)(附則第4条該当)	土木一式(01)、とび・土工・コンクリート(05)、石(06)、鋼構造物(11)、舗装(13)、しゅんせつ(14)、水道施設(26)、解体(29)	2点
	21E	二級土木施工管理技士(薬液注入)(附則第4条該当)	とび・土工・コンクリート(05)、解体(29)	2点
	120	一級建築施工管理技士※1	建築一式(02)、大工(03)、左官(04)、とび・土工・コンクリート(05)、石(06)、屋根(07)、タイル・れんが・ブロック(10)、鋼構造物(11)、鉄筋(12)、板金(15)、ガラス(16)、塗装(17)、防水(18)、内装仕上(19)、熱絶縁(21)、建具(25)、解体(29)	5点
	12A	一級建築施工管理技士(附則第4条該当)	建築一式(02)、大工(03)、左官(04)、とび・土工・コンクリート(05)、石(06)、屋根(07)、タイル・れんが・ブロック(10)、鋼構造物(11)、鉄筋(12)、板金(15)、ガラス(16)、塗装(17)、防水(18)、内装仕上(19)、熱絶縁(21)、建具(25)、解体(29)	5点
	221	二級建築施工管理技士(建築)※1	建築一式(02)、解体(29)	2点
222	二級建築施工管理技士(躯体)※1	大工(03)、とび・土工・コンクリート(05)、タイル・れんが・ブロック(10)、鋼構造物(11)、鉄筋(12)、解体(29)	2点	
22B	二級建築施工管理技士(躯体)(附則第4条該当)	大工(03)、とび・土工・コンクリート(05)、タイル・れんが・ブロック(10)、鋼構造物(11)、鉄筋(12)、解体(29)	2点	
技術士法	141	建設・総合技術監理(建設)※2	土木一式(01)、とび・土工・コンクリート(05)、電気(08)、舗装(13)、しゅんせつ(14)、造園(23)、解体(29)	5点
	14A	建設・総合技術監理(建設)(附則第4条該当)	土木一式(01)、とび・土工・コンクリート(05)、電気(08)、舗装(13)、しゅんせつ(14)、造園(23)、解体(29)	5点
	14B	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造及びコンクリート」)(附則第4条該当)	土木一式(01)、とび・土工・コンクリート(05)、電気(08)、鋼構造物(11)、舗装(13)、しゅんせつ(14)、造園(23)、解体(29)	5点
	14C	農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」)(附則第4条該当)	土木一式(01)、とび・土工・コンクリート(05)、解体(29)	5点
	14D	水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)(附則第4条該当)	土木一式(01)、とび・土工・コンクリート(05)、しゅんせつ(14)、解体(29)	5点
	15A	森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)(附則第4条該当)	土木一式(01)、とび・土工・コンクリート(05)、造園(23)、解体(29)	5点
職業能力開発促進法	16B	型枠施工(1級)(附則第4条該当)	大工(03)、とび・土工・コンクリート(05)、解体(29)	2点
	26B	型枠施工(2級)(附則第4条該当)	大工(03)、とび・土工・コンクリート(05)、解体(29)	1点
	157	とび・とび工(1級)	とび・土工・コンクリート(05)、解体(29)	2点
	257	とび・とび工(2級)	とび・土工・コンクリート(05)、解体(29)	1点
	15B	とび・とび工(1級)(附則第4条該当)	とび・土工・コンクリート(05)、解体(29)	2点
	25B	とび・とび工(2級)(附則第4条該当)	とび・土工・コンクリート(05)、解体(29)	1点
	17A	コンクリート圧送施工(1級)(附則第4条該当)	とび・土工・コンクリート(05)、解体(29)	2点
	27A	コンクリート圧送施工(2級)(附則第4条該当)	とび・土工・コンクリート(05)、解体(29)	1点
	16C	ウェルポイント施工(1級)(附則第4条該当)	とび・土工・コンクリート(05)、解体(29)	2点
26C	ウェルポイント施工(2級)(附則第4条該当)	とび・土工・コンクリート(05)、解体(29)	1点	
	06A	地すべり防止工事(附則第4条該当)	とび・土工・コンクリート(05)、さく井(24)、解体(29)	1点
	060	解体工事※3	解体(29)	2点
	099	その他	該当する業種	1点

※1 平成27年度までの合格者に対しては、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要

※2 当面の間、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要

※3 登録解体工事試験(建設業法施行規則第7条第2号の表解体工事業の項第4号の登録を受けた試験)をいい、具体的には公益社団法人全国解体工事業団体連合会の行った平成17年度までの解体工事施工工士資格試験及び平成27年度までの解体工事施工工士試験が該当します。

20001

記入例

経営規模等評価申請書  
~~経営規模等評価再審査申立書~~  
総合評定値請求書

平成 28年 11月 1日

行政書士による代理申請の場合のみ記載。代理申請人となる行政書士の記名及び職印の押印が必要。

建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。  
~~建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。~~  
建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。

静岡市葵区〇〇町〇丁目〇番〇号

行政書士 行政 太郎 職印

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

静岡市葵区追手町9番6号

静岡建設株式会社 代表取締役 静岡 太郎 印

不要なものを消すこと

地方整備局長  
北海道開発局長  
静岡県知事 殿

許可を受けた年月日が複数ある場合は最も古いものを記入

行政庁側記入欄  
申請年月日 01 平成 年 月 日  
請求年月日 平成 年 月 日  
土木事務所コード 整理番号

大臣許可は00、静岡県知事許可は22を記入。不要なものは消す。

申請時 許可番号 02 大臣 知事 コード 22 国土交通大臣 静岡県知事 許可 (一般 24) 第 012345 号 平成 24 年 10 月 22 日

前回の申請時 許可番号 03 大臣 知事 コード 国土交通大臣 知事 許可 (一般 ) 第 号 平成 年 月 日

審査基準日 04 平成 28 年 06 月 30 日

前回申請時の許可番号と異なる場合のみ記入(許可切れ後、再度新規に許可を取得した場合や異なる行政庁の許可を得ていた場合など)

申請等の区分 05 1

処理の区分 06 00

個人事業者は記入不要

平成28年11月1日  
法人番号欄追加

法人又は個人の別 07 1 (1.法人) 2.個人 資本金額又は出資総額 20000 (千円) 法人番号 1234567890000

商号又は名称のフリガナ 08 シズオカケンセツ

フリガナは濁点、半濁点を含み1カラムで記入

商号又は名称 09 静岡建設(株)

姓と名の間は1カラム空ける

代表者又は個人の氏名のフリガナ 10 シズオカ タロウ

代表者又は個人の氏名 11 静岡 太郎

主たる営業所の所在地市区町村コード 12 22101 市区町村コード表よりコード番号を選択して記入

主たる営業所の所在地 13 追手町9-6 市区町に続く町名街区以下を記入。「丁目」、「番」、「号」等は「-」(ハイフン)で記入

郵便番号 14 420-8601 電話番号 054-222-1111

許可を受けている建設業 15 申請時に許可を受けている業種に、一般許可は「1」、特定許可は「2」を記入 (1.一般) (2.特定)

経営規模等評価対象建設業 16 審査を受ける業種に「9」を記入し、別紙「(工事種類別完成工事高)」に全て書き出す。



申請者は、「基準決算」と「2期平均」のいずれかを自由に選択できる

申請者 静岡建設株式会社

2期平均を選択した場合にのみ記入(千円未満切捨て)。A及びBには、それぞれの決算期における貸借対照表の「純資産の部」の合計額を記入

自己資本額 項番 1 7 3 5 10 8 6 6 3 5 (千円) 審査対象 2 (1. 基準決算) 2. 2期平均

基準決算	A 7 6 0 5 2 (千円)
直前の審査基準日	B 9 7 2 1 8 (千円)

・「基準決算」を選択した場合には、審査対象事業年度における貸借対照表の「純資産の部」の合計額を記入。(「経営状況分析結果通知書」の項番7112の自己資本額と一致させる)  
 ・「2期平均」を選択した場合には、AとBを合計した値を2で割った金額を記入(千円未満切捨て)。

利益額 (2期平均) 1 8 3 5 10 1 2 1 2 8 (千円) 利益額(利払前税引前償却前利益) = 営業利益+減価償却実施額

「経営状況分析結果通知書」の下部に記載された「参考値」から転記する

・すべての申請者に対して「2期平均」が適用される。  
 ・項番18のカラム内には、①～④を合計した額を2で割った金額を記入する(千円未満切捨て)

審査対象事業年度	審査対象事業年度の	前審査対象事業年度
営業利益 ① 8 5 9 9 (千円)	営業利益 ③ 7 4 9 1 (千円)	
減価償却実施額 ② 4 7 6 3 (千円)	減価償却実施額 ④ 3 4 0 3 (千円)	

技術職員数 1 9 3 5 8 (人)

技術職員名簿に記載した技術職員の数を記入

登録経営状況分析機関番号 2 0 3 5 0 0 0 0 9 9

登録経営状況分析機関の登録番号を右詰めで記入。空位のカラムは0で埋める。

経営状況分析を受けた機関の名称

(株)静岡経営状況分析センター

経営状況分析結果通知書は、審査当日に必ず持参

工事種類別完成工事高、工事種類別元請完成工事高については別紙一による。  
 技術職員名簿については別紙二による。  
 その他の審査項目(社会性等)については別紙三による。

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、次に記載する

審査結果の通知番号	第 号
再審査を求める事項	

様式第二十五号の十 (第十九条の五関係) (用紙A4) 10006

経営状況分析結果通知書 平成 年 月 日

登録経営状況分析機関 登録番号 登録年月日 平成 年 月 日

経営状況分析の結果を通知します。  
 この経営状況分析結果通知書の記載事項は、事実と相違ありません。

注) 「処理の区分」の欄は、建設業法施行規則別記様式第25号の8の記載要領の別表(2)の分類に従い、経営状況分析を行った処理の区分を表示してあります。

許可番号 号  
 審査基準日 平成 年 月 日  
 電話番号 号  
 処理の区分 (中略)

総資本(前期)	営業キャッシュフロー(前期)
参考値 営業利益(当期) ① 8 5 9 9	営業利益(前期) ③ 7 4 9 1
減価償却実施額(当期) ② 4 7 6 3	減価償却実施額(前期) ④ 3 4 0 3

連絡先

所属等 営業第1課 氏名 静岡 次郎 電話番号 054-222-1111

申請内容の質問等に対応できる申請者社内担当者を記入。行政書士による代理申請の場合には、行政書士の連絡先も併せて記入。

ファックス番号 054-222-1112



(記入例1)

(用紙A4)

2 0 0 0 2

「解体工事業」の許可を受けた後、経審を受ける場合

工事種類別完成工事高  
工事種類別元請完成工事高

申請者 静岡建設株式会社

項番 3 1	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度又は 前審査対象事業年度及び 前々審査対象事業年度	審査対象事業年度 自 26年04月 至 27年03月	審査対象事業年度 自 27年04月 至 28年03月	計算基準の区分 1 (1. 2年平均) 2. 3年平均
審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度		<b>計算基準において2年平均を選択した場合</b>		
業種コード 3 2	完成工事高(千円) 2 9 0	元請完成工事高(千円) 1 0 0 0 0	完成工事高(千円) 8 0 0 0 0	元請完成工事高(千円) 3 0 0 0 0
工事の種類 解体 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	<b>「解体工事」の工事経歴書の完成工事高を記載する。</b>	
業種コード 3 2	完成工事高(千円) 0 5 0	元請完成工事高(千円) 5 0 0 0 0	完成工事高(千円) 6 0 0 0 0	元請完成工事高(千円) 1 0 0 0 0
工事の種類 とび・土工・ コンクリート 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	<b>決算終了後の変更届出の「旧とび・土工工事」(経過措置)の工事経歴書の完成工事高から「解体工事」の工事経歴書の完成工事高を引いた金額を記載する。</b>	
業種コード 3 2	完成工事高(千円) 0 5 1	元請完成工事高(千円) 0	完成工事高(千円) 0	元請完成工事高(千円) 0
工事の種類 法面処理 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	<b>「とび・土工・コンクリート工事」+「解体工事」=「とび・土工・コンクリート・解体工事(経過措置)」になることを確認すること。</b>	
業種コード 3 2	完成工事高(千円) 3 0 0	元請完成工事高(千円) 1 1 0 0 0 0	完成工事高(千円) 1 4 0 0 0 0	元請完成工事高(千円) 4 0 0 0 0
工事の種類 とび・土工・ コンクリート工事 ・解体(経過措置) 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	<b>決算終了後の変更届出の「旧とび・土工工事」の工事経歴書の完成工事高の金額を記載する。</b>	
業種コード 3 3	完成工事高(千円) 0 0 0 0 0	元請完成工事高(千円) 4 0 0 0 0	完成工事高(千円) 2 0 0 0 0	元請完成工事高(千円) 2 0 0 0 0
工事の種類 その他 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度		
業種コード 3 4	完成工事高(千円) 1 5 0 0 0 0	元請完成工事高(千円) 3 5 0 0 0	完成工事高(千円) 1 9 0 0 0 0	元請完成工事高(千円) 6 0 0 0 0
工事の種類 合計				

契約後VEに係る完成工事高の評価の特例 ( 1. 有 ②. 無 )

「とび・土工・コンクリート・解体工事(経過措置)は合計に含めないこと

(記入例2)

(用紙A4)

20002

「新とび・土工・コンクリート工事業」の経審を受ける場合(解体工事業の許可無)
※解体工事の実績有→「その他工事」に計上

工事種類別完成工事高
工事種類別元請完成工事高

申請者 静岡建設株式会社

Table with columns for item number, business type, completion cost, and request cost. Includes calculation tables and explanatory text boxes.

計算基準において2年平均を選択した場合

決算終了後の変更届出の「旧とび・土工工事」の工事経歴書の完成工事高から「解体工事」の工事経歴書(経審用)の完成工事高を引いた金額を記載する。

決算終了後の変更届出の「旧とび・土工工事」の工事経歴書の完成工事高の金額を記載する。

「とび・土工・コンクリート工事」+「その他工事(解体工事)」=「とび・土工・コンクリート・解体工事(経過措置)」になることを確認すること。

解体工事の完成工事高・元請完成工事高は、その他工事に記載する。

「とび・土工・コンクリート・解体工事(経過措置)は合計に含めないこと

(記入例 3)

(用紙A4)

2 0 0 0 2

「新とび・土工・コンクリート工事業」の経審を受ける場合(解体工事業の許可無)  
 ※解体工事の実績無→「とび・土工・コンクリート・解体工事(経過措置)工事」に計上

工事種類別完成工事高  
 工事種類別元請完成工事高

申請者 静岡建設株式会社

項番 3 1	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は 前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度 自 2 6 年 0 4 月 至 2 7 年 0 3 月															審査対象事業年度 自 2 7 年 0 4 月 至 2 8 年 0 3 月															計算基準の区分 1 (1. 2年平均 2. 3年平均)																													
	審査対象事業年度の前 審査対象事業年度															審査対象事業年度の前 審査対象事業年度															計算基準において2年平均を選択した場合																													
業種 コード	完成工事高(千円)															元請完成工事高(千円)															完成工事高(千円)															元請完成工事高(千円)														
3 2	0 5 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0															1 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0															1 4 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0															4 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0														
工事の種類	完成工事高計算表															元請完成工事高計算表																																												
とび・土工・ コンクリート 工事	審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度															審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度															解体工事の実績が無い場合は決算終了後の変更届出 の「旧とび・土工工事」の工事経歴書の完成工事高を記 載する。																													
	審査対象事業 年度の前々審査 対象事業年度															審査対象事業 年度の前々審査 対象事業年度																																												
3 2	0 5 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0															0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0															0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0															0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0														
工事の種類	完成 審査対 象事 業年 度の 前 対 象 事 業 年 度															元請 完成 工 事 高 計 算 表																																												
法面処理 工事	審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度															審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度															「とび・土工・コンクリート工事」=「とび・土工・コンクリート・解体工事(経過措置)」 になることを確認すること。																													
	審査対象事業 年度の前々審査 対象事業年度															審査対象事業 年度の前々審査 対象事業年度																																												
3 2	3 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0															1 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0															1 4 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0															4 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0														
工事の種類	完成工事高計算表															元請完成工事高計算表																																												
とび・土工・ コンクリート工事 ・解体(経過措置) 工事	審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度															審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度															決算終了後の変更届出の「旧とび・土工工事」の工事 経歴書の完成工事高の金額を記載する。																													
	審査対象事業 年度の前々審査 対象事業年度															審査対象事業 年度の前々審査 対象事業年度																																												
3 2	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0															0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0															0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0															0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0														
工事の種類	完成工事高計算表															元請完成工事高計算表																																												
工事	審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度															審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度																																												
	審査対象事業 年度の前々審査 対象事業年度															審査対象事業 年度の前々審査 対象事業年度																																												
3 3	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0															0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0															0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0															0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0														
工事の種類	完成工事高計算表															元請完成工事高計算表																																												
その他 工事	審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度															審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度																																												
	審査対象事業 年度の前々審査 対象事業年度															審査対象事業 年度の前々審査 対象事業年度																																												
3 3	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0															0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0															0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0															0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0														
工事の種類	完成工事高計算表															元請完成工事高計算表																																												
合計	審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度															審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度																																												
	審査対象事業 年度の前々審査 対象事業年度															審査対象事業 年度の前々審査 対象事業年度																																												
3 4	1 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0															1 5 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0															1 4 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0															4 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0														
工事の種類	完成工事高計算表															元請完成工事高計算表																																												
契約後Vに係る完成工事高の評価の特例 ( 1. 有 ②. 無 )																																																												
「とび・土工・コンクリート・解体工事(経過措置)は合計に含めないこと																																																												



記入例

技 術 職 員 名 簿

頁 項番 数 6 1 0 0 1 頁

申請者 静岡建設株式会社

通番	新規掲載者	氏 名	生 年 月 日	審査 基準日 現在の 満年齢	業種 コード	有資格 区分 コード	講習 受講	業種 コード	有資格 区分 コード	講習 受講	監理技術者資格者証 交付番号
1		静岡 太郎	昭和63年1月1日	28	① 0 1	2 1 4	2	0 5	2 1 4	2	
2		静岡 一郎	昭和57年6月6日	33	② 0 1	2 1 4	2	2 9	2 1 D	2	
3		清水 俊幸	昭和56年12月21日	34	③ 0 5	2 1 4	2	2 9	2 1 D	2	
4		沼津 博	昭和56年4月1日	35	④ 0 1	2 1 4	2	9 9	2 1 D	2	
5		熱海 明	昭和50年7月10日	40	6 2	0 2	0 0 2	2 0 3	0 0 2	2	
6		下田 一男	昭和48年2月22日	43	6 2	0 1	1 1 3	1 0 2	2 2 1	2	00007596832
7		三島 利幸	昭和39年8月8日	51	6 2	0 2	0 0 2	2 0 3	0 0 2	2	
8		金谷 明良	昭和26年10月10日	64	6 2	0 1	1 1 3	1 0 2	1 2 0	1	00001357913
9			年 月 日		6 2						
10			年 月 日		6 2						
11			年 月 日		6 2						
12			年 月 日		6 2						

<記入例>

事例	業種 コード	有資格 区分 コード	講習 受講	業種 コード	有資格 区分 コード	講習 受講
	3	5	10	3	5	10
①	0 1	2 1 4	2	0 5	2 1 4	2
②	0 1	2 1 4	2	2 9	2 1 D	2
③	0 5	2 1 4	2	2 9	2 1 D	2
④	0 1	2 1 4	2	9 9	2 1 D	2

<技術者点数>

事例	土木	新とび・土工	旧とび・土工 解体 (経過措置)	解体
①	2	2	2	
②	2		2	2
③		2	2	2
④	2	2	2	2

①②③「新とび・土工工事業」又は「解体工事業」のいずれかを選択すると、「旧とび・土工工事業・解体工事業(経過措置)」の技術職員としても評価されます。

④業種コード99を記載すると、「新とび・土工工事業」と「解体工事業」の両方の技術者として評価されます。この場合、さらに1業種記載することができ、3業種で評価されます。  
また、「旧とび・土工工事業・解体工事業(経過措置)」の技術職員としても評価されます。

24			年 月 日		6 2						
25			年 月 日		6 2						
26			年 月 日		6 2						
27			年 月 日		6 2						
28			年 月 日		6 2						
29			年 月 日		6 2						
30			年 月 日		6 2						

**記入例**

その他の審査項目 (社会性等)

申請者 静岡建設株式会社

<b>労働福祉の状況</b>													
雇用保険加入の有無	4 1 1	[1. 有、2. 無、3. 適用除外] <b>従業員が1人もいない場合は「3」を記入。</b>											
健康保険加入の有無	4 2 1	[1. 有、2. 無、3. 適用除外] <b>個人事業者で従業員が4人以下の場合には「3」を記入。</b>											
厚生年金保険加入の有無	4 3 1	[1. 有、2. 無、3. 適用除外]											
建設業退職金共済制度加入の有無	4 4 1	[1. 有、2. 無]											
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	4 5 1	[1. 有、2. 無]											
法定外労働災害補償制度加入の有無	4 6 1	[1. 有、2. 無] <b>初めて許可(登録)を受けた日から審査基準日までの期間(休業等の期間は除く)を記入する。(年未満の端数は切捨て) H23.4.1以降の申立てに係る再生又は更正手続開始及び終結の決定を受けた者は、その終結決定日から審査基準日までの期間を記入する(休業等の期間を除く)</b>											
<b>建設業の営業継続の状況</b>													
営業年数	4 7 4 2 (年)	<table border="1"> <tr> <th>初めて許可(登録)を受けた年月日</th> <th>休業等期間</th> <th>備考(組織変更等)</th> </tr> <tr> <td>昭和 48年 3月 1日</td> <td>年 月</td> <td>平成2年4月1日法人成</td> </tr> </table>	初めて許可(登録)を受けた年月日	休業等期間	備考(組織変更等)	昭和 48年 3月 1日	年 月	平成2年4月1日法人成					
初めて許可(登録)を受けた年月日	休業等期間	備考(組織変更等)											
昭和 48年 3月 1日	年 月	平成2年4月1日法人成											
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	4 8 2	<table border="1"> <tr> <th>再生手続又は更生手続開始決定日</th> <th>再生計画又は更生計画認可日</th> <th>再生手続又は更生手続終結決定日</th> </tr> <tr> <td>平成 年 月 日</td> <td>平成 年 月 日</td> <td>平成 年 月 日</td> </tr> </table>	再生手続又は更生手続開始決定日	再生計画又は更生計画認可日	再生手続又は更生手続終結決定日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日					
再生手続又は更生手続開始決定日	再生計画又は更生計画認可日	再生手続又は更生手続終結決定日											
平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日											
<b>防災活動への貢献の状況</b>													
防災協定の締結の有無	4 9 1	[1. 有、2. 無] <b>H23.4.1以降の申立てに係る再生又は更正手続開始の決定を受け、かつ、再生又は更正手続の終結の決定を受けていない場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入する。</b>											
<b>法令遵守の状況</b>													
営業停止処分の有無	5 0 2	[1. 有、2. 無] <b>審査対象事業年度において、建設業法第28条の規定により許可行政庁から営業停止処分または指示処分を受けた場合には、「1」を記入。それ以外の場合には「2」を記入。</b>											
指示処分の有無	5 1 2	[1. 有、2. 無]											
<b>建設業の経理の状況</b>													
監査の受審状況	5 2 4	1. 会計監査人の設置、2. 会計参与の設置、3. 経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4. 無 <b>1~4のうち該当するものを選択</b>											
公認会計士等の数	5 3 0	<b>「経理処理の適正を確認した旨の書類」を作成できるのは、「公認会計士等の数」(項番53)に該当する者に限る。</b>											
二級登録経理試験合格者の数	5 4 2	<b>公認会計士、会計士補及び税理士並びにこれらとなる資格を有する者並びに一級登録経理試験の合格者の人数を記入。平成17年度までの一級建設業経理事務士も対象。</b> <b>二級登録経理試験の合格者の人数を記入。平成17年度までの二級建設業経理事務士も対象。</b>											
<b>研究開発の状況</b>													
研究開発費 (2期平均)	5 5 0 0 0 (千円)	<table border="1"> <tr> <th>審査対象事業年度</th> <th>審査対象事業年度の前審査対象事業年度</th> </tr> <tr> <td>0 (千円)</td> <td>0 (千円)</td> </tr> </table>	審査対象事業年度	審査対象事業年度の前審査対象事業年度	0 (千円)	0 (千円)							
審査対象事業年度	審査対象事業年度の前審査対象事業年度												
0 (千円)	0 (千円)												
<b>建設機械の保有状況</b>													
建設機械の所有及びリース台数	5 6 4 (台)	<b>対象となる建設機械の保有台数を記入。最大15台まで記入可。</b>											
<b>国際標準化機構が定めた規格による登録の状況</b>													
ISO9001の登録の有無	5 7 2	[1. 有、2. 無]											
ISO14001の登録の有無	5 8 2	[1. 有、2. 無]											
<b>若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況</b>													
若年技術職員の継続的な育成及び確保	5 9 1	[1. 該当、2. 非該当]											
新規若年技術職員の育成及び確保	6 0 2	[1. 該当、2. 非該当]											
		<table border="1"> <tr> <th>技術職員数(A)</th> <th>若年技術職員数(B)</th> <th>若年技術職員の割合(B/A)</th> </tr> <tr> <td>8 (人)</td> <td>3 (人)</td> <td>37.5 (%)</td> </tr> <tr> <th>新規若年技術職員数(C)</th> <th>新規若年技術職員の割合(C/A)</th> <td></td> </tr> <tr> <td>0 (人)</td> <td>0 (%)</td> </tr> </table>	技術職員数(A)	若年技術職員数(B)	若年技術職員の割合(B/A)	8 (人)	3 (人)	37.5 (%)	新規若年技術職員数(C)	新規若年技術職員の割合(C/A)		0 (人)	0 (%)
技術職員数(A)	若年技術職員数(B)	若年技術職員の割合(B/A)											
8 (人)	3 (人)	37.5 (%)											
新規若年技術職員数(C)	新規若年技術職員の割合(C/A)												
0 (人)	0 (%)												